

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課
】

3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

総務部訓練研修センターの職員研修係を人材育成係に改めることにしました

。

この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 4 号

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

北九州市消防局組織規則（昭和 6 1 年北九州市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部訓練研修センターの項及び第 3 条総務部訓練研修センターの項中「職員研修係」を「人材育成係」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。